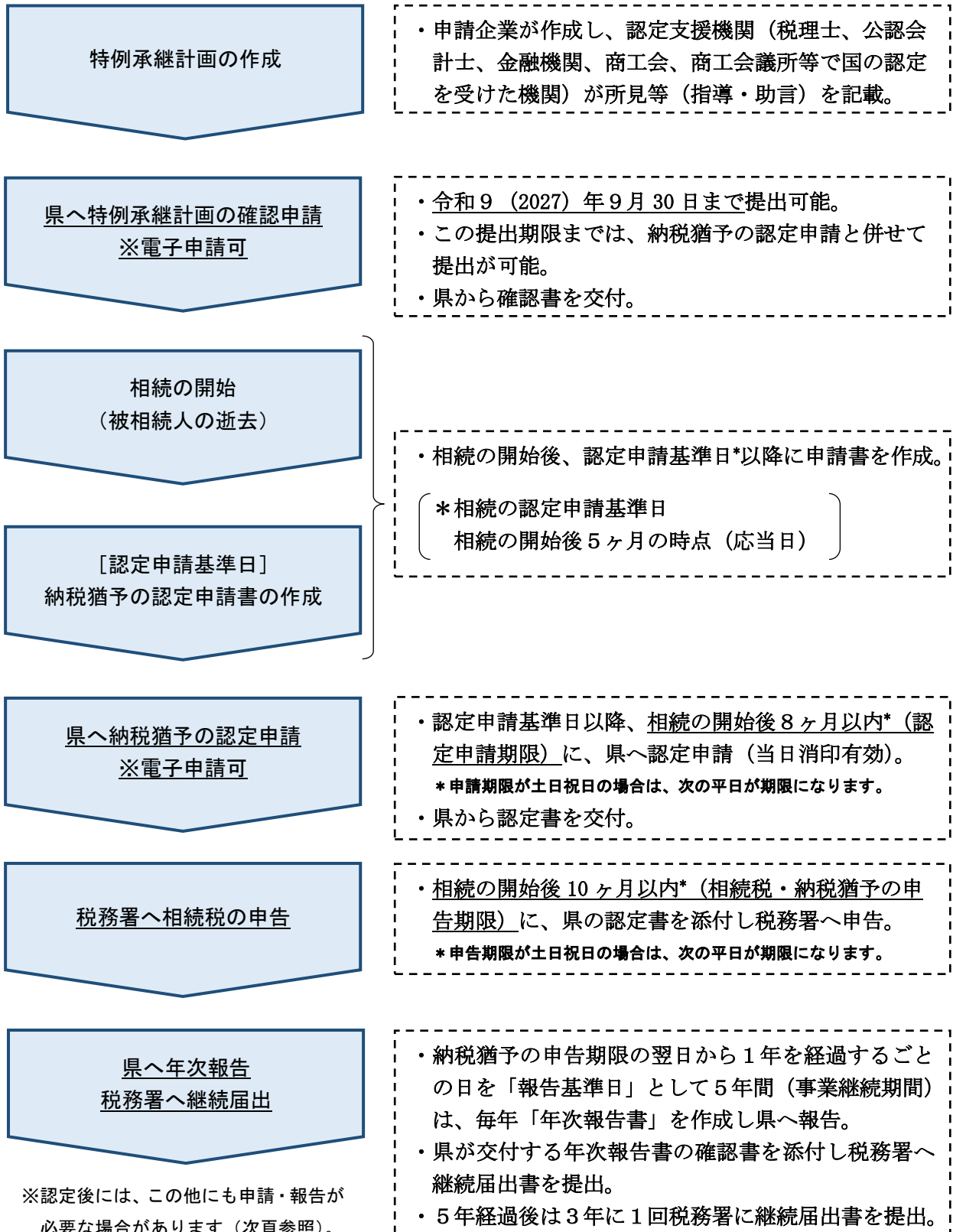


相続税の納税猶予（特例）における手続きの流れと認定要件チェックリスト(R8.9)

1. 手続きの流れ（相続）

相続税の納税猶予（特例）を受けるには、県への「特例承継計画の確認」「認定申請」、税務署への「相続税申告」が必要です。認定後には、申告期限から5年間は県への「年次報告」、税務署への「継続届出」が、6年目以降は3年に1回税務署への「継続届出」が必要になります。

なお、手続きには提出期限が厳格に定められているので注意が必要です。



【参考】経営承継円滑化法の認定後の申請・報告の一覧表

名 称	概 要	申請・報告の時期	様 式
年次報告	取得した認定について引き続き取消事由に該当しない事を毎年1回報告。	贈与税又は相続税の申告期限から1年毎の日を基準日として、その基準日の翌日から3カ月以内	年次報告書（様式第11）
随時報告	取得した認定について、取消事由に該当した場合に報告（以下の場合を除く）。	取消事由に該当した日の翌日から1カ月以内	随時報告書（様式第12） ※自ら取消す場合は「認定取消申請」のみ
	経営承継受贈者又は経営承継相続人が死亡又はやむを得ない事情により代表者を退任し、次の後継者に再贈与した場合に報告。	経営承継受贈者又は経営承継相続人の死亡の日又は退任の日の翌日から4カ月以内	随時報告書（様式第12）
合併報告	吸収合併又は新設合併を行うことで認定を受けた会社は消滅するが、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社に対しその認定を受けた地位を承継させようとする場合に報告。	合併効力発生日又は新設合併による新会社設立の日から遅滞なく	合併報告書（様式第13）
株式交換等報告	株式交換又は株式移転を行うことで認定を受けた会社は他の会社（完全親会社）の完全子会社となるが、その完全親会社に対してその認定を受けた地位を承継させようとする場合に報告。	株式交換効力発生日又は株式移転による新会社設立の日から遅滞なく	株式交換等報告書（様式第14）
臨時報告	経営承継贈与者が死亡し相続が開始した場合に報告。なお、納税猶予を受けている贈与税は免除となるが、贈与対象株式は贈与時に相続があったとみなされ相続税が課税される。 * 切替確認申請をする場合は不要	経営承継贈与者の死亡の日の翌日から8カ月以内	臨時報告書（様式第15）
切替確認申請	経営承継贈与者が死亡し相続が開始した場合に、贈与対象株式に相続があったとみなされ相続税が課税されるに際し、納税猶予の適用を引き続き受ける場合に申請。 * 事業継続期間5年経過後も必要	経営承継贈与者の死亡の日の翌日から8カ月以内	切替確認申請書（様式第17）
認定取消申請	取得した認定について、自ら認定を取り消されたい場合に申請。	随時	認定取消申請書（様式第10の2）

※臨時報告、切替確認申請は、贈与税の納税猶予の場合の申請・報告になります。

2 認定要件チェックリスト（相続）

（１）会社の要件

☐ 中小企業者であること		* 中小企業基本法上の中小企業者の定義よりも範囲を拡大	
業種目	資本金	又は	従業員数
製造業その他	3億円以下		300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下		900人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5,000万円以下		50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報サービス業	3億円以下		300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下		200人以下

☐ 相続開始の日以降、上場会社等、風俗営業会社でないこと

☐ 相続開始の日から見て直前の事業年度の開始日以降、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないこと（注１）

☐ 相続開始日から見て直前の事業年度以降、収入（営業外収益及び特別利益を除く）のある会社であること（＝売上があること）

☐ 相続開始の日において正規従業員（注２）が１人以上（海外子会社がある場合は５人以上）いること

☐ 特定特別子会社（注３）がある場合には、その会社が相続開始の日以降、上場会社等、大会社、風俗営業会社に該当しないこと

☐ 黄金株（拒否権付株式）を発行している場合は、相続開始の日以降、相続人（後継者）である代表者以外の者が所有していないこと

（注１）特定資産割合 70%以上（B/S の判定）が資産保有型会社、特定資産運用割合 75%以上（P/L の判定）が資産運用型会社に該当する。該当するか否かの判定は、① 贈与日の直前、② 認定申請基準日の翌日の直前、③ ①と②の間における申請企業の事業年度（決算期）の B/S、P/L にて行う。なお、特定資産とは、現預金等、有価証券、現に自ら使用していない不動産、ゴルフ会員権及び貴金属等を指す。一方、これらに該当する場合においても事業実態要件（代表者と生計を一にする同族関係者以外の正規従業員 5 人以上、3 年以上事業継続、事業所を所有又は賃借）を満たしていれば認定対象となる。ただし、資産管理会社（常に資産保有型・運用型に該当する会社）が、認定後に事業実態要件を満たさなくなった場合、その時点で納税猶予が打ち切りとなるので注意が必要である。

（注２）正規従業員とは、役員（使用人兼務以外）及び短時間労働者を除く「社会保険に加入」している者。ただし、75 歳以上で保険加入対象外の者の場合は、正規従業員と同等の雇用形態の者。

（注３）「特定特別子会社」とは、特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたもの。「特別子会社」とは、会社とその代表者及び同族関係者が合わせて総株主等議決権数の過半数を持っている子会社。

(2) 先代経営者（第一種の被相続人）の要件

- ☐既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと（注4）
- ☐申請会社の代表者（注5）であったこと
- ☐相続の直前に同族関係者と合わせて議決権（注6）の過半数を有し、その中で筆頭（相続人である後継者を除く）であったこと
- ☐代表者である期間内のいずれかの時に同族関係者と合わせて議決権の過半数を有し、その中で筆頭（相続人である後継者を除く）であったこと
- ☐特例承継計画に記載された先代経営者であること

（注4）納税猶予の対象となる贈与・相続は、1人の株主につき1回限り。複数後継者には同年中に贈与等する必要がある。

（注5）「代表者」とは、代表権に制限のない代表者（なお、贈与後に先代経営者が代表に留まることは、制限があっても不可。復帰した場合は納税猶予の取消となる）。

（注6）自己株式や完全に議決権のない種類株式、単元未満の株式、相互保有株式（会社法第308条により議決権行使ができない場合：申請会社が議決権数の25%以上を保有する他の会社が保有する株式等）など、議決権のない株式は含めない（以下同様）。

(3) 先代経営者以外の株主（第二種の被相続人）の要件

- ☐先代経営者からの事業承継税制の適用に係る贈与又は相続以降に、相続が開始した者であること（先代経営者からの贈与又は相続に係る認定の有効期間内（注7）に、相続税申告期限が到来する場合に限る）
- ☐既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと（注8）

（注7）「有効期間」とは、贈与又は相続の認定日から5年目の継続報告（年次報告）の報告基準日までの期間をいう。第一種認定が「贈与」の場合は、第二種の贈与は、5年目の報告基準日の前年末日までの贈与。第二種の相続は、5年目の前年の5月15日（報告基準日の10カ月前）までの相続が対象。第一種認定が「相続」の場合は、第二種の贈与は、5年目の報告基準日が3月15日以降の場合、前年の末日までの贈与、1月1日～3月14日の場合、前々年の末日までの贈与が対象。第二種の相続は、5年目の報告基準日の10カ月前までの相続が対象になる。

（注8）納税猶予の対象となる贈与・相続は、1人の株主につき1回限り。1人の株主から複数後継者へは同年中に贈与等する必要がある。

(4) 後継者（相続人）の主な要件

- ☐ 相続開始後 5 ヶ月目の日以降、代表者（注 9）であること（相続開始後 5 ヶ月目の日までには代表者に就任していることが必要）
- ☐ 株式の相続によって相続税を納付する必要があること（相続税が 0 円でないこと）（注 10）
- ☐ 相続開始の日以降、後継者とその同族関係者と合わせて議決権の過半数を保有していること
- ☐ （後継者 1 人の場合）相続開始の日以降、同族関係者の中で筆頭株主であること（注 11）
- ☐ （後継者 2 人又は 3 人の場合）相続開始の日以降、各後継者が 10%以上の議決権を有し、かつ後継者 2 人の場合は同族関係者上位 2 位以内、後継者 3 人の場合は 3 位以内であること（注 11）
- ☐ 相続の直前に役員であったこと（先代経営者（被相続人）が 70 歳未満で死亡した場合又は相続発生前に確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている場合を除く）
- ☐ 納税猶予対象株式を継続して保有していること（譲渡していないこと）
- ☐ 当該会社の株式等について、一般措置の適用を受けていないこと
- ☐ 特例承継計画に記載された後継者であること

（注 9）「代表者」とは、代表権に制限のない代表者をいう。

（注 10）認定申請時点で遺産分割協議が済んでいることが必要。

（注 11）後継者が「1 人の場合」または「2 人又は 3 人の場合」のいずれかに該当するかは、「同一年中に同一の贈与者（又は被相続人）から同一の申請会社の株式等を事業承継税制（特例）の適用に係る贈与（又は相続）により取得した後継者の数」により判定を行う（租税特別措置法通達第 70 条の 7 の 5 関係 5－3（注）2）。従って、同一会社の株式を（第一種）先代経営者甲⇒後継者 A のみ、（第二種）先代経営者以外の株主乙⇒後継者 B のみに贈与（又は相続）した場合には、それぞれ「後継者 1 人の場合」として判定する。